

Ⅱ 宮崎県の環境の現況と対策

第2部 人づくりの推進

第1章 環境教育・学習の推進	63
第2章 環境情報の提供及び普及啓発	65
第3章 環境みやざき推進協議会を通じた取組の推進	67

第2部 人づくりの推進



第1章 環境教育・学習の推進

1 環境教育・学習の必要性

今日の複雑・多様化している環境問題に対処し、持続可能なライフスタイルや経済社会システムを実現するためには、県民一人ひとりが生活と環境との関わりについて理解と認識を深めるとともに、環境保全活動に参加する姿勢及び環境問題解決に資する能力が育成されることが重要です。

このため、幼児から高齢者までの各年齢層や家庭、学校、職場、地域などの様々な場に応じた環境教育や県民の自主的な環境学習を総合的に推進する必要があります。

2 こどもエコチャレンジ推進事業

次世代を担うこどもの環境に対する知識や理解を段階的に深め、環境に配慮した地球にやさしい行動ができるように、平成15年度から「エコ幼稚園（保育所）推進事業」として、幼児期における環境教育を推進してきました。

平成25年度からは、幼稚園・保育所の他に、児童館（児童センター）や子育て支援センター（子育て交流ひろば）、放課後児童クラブ、平成27年度からは、認定こども園も対象とした「こどもエコチャレンジ推進事業」として、見直しを図っています。

なお、令和6年度末で、認定施設は220施設となっています。指定・認定施設には、宮崎県環境情報センターを通じて、教材等の情報提供や専門家の派遣、意見交換会等を実施し、活動を支援しています。

3 学校における環境教育の推進

各学校では、各教科や総合的な学習（探究）の時間をはじめ全ての教育活動を通して、環境に対する関心や環境問題についての理解を深め、よりよい環境を創造していく実践的な態度の育成を目指して環境教育に取り組んでいます。

平成9年度からは、環境教育をさらに幅広く推進するために、環境教育推進事業をスタートさせ、2か年ごとに小学校2校、中学校2校、県立学校1校の計5校を推進校として指定しています。これらの推進校では、地域の実態や児童生徒の発達の段階に応じて全教育活動を通して環境教育に取り組み、またその成果を他の学校に広めることにより、本県の環境教育の一層の推進を図っています。

さらに平成17年度からは、地域内の学校間の連携や環境教育に係る地域の機関・団体との連携・協力を新たな研究内容に加え、指定期間もこれまでの2年から3年へと延長するとともに、指定校数も小学校4校、中学校4校、県立学校2校の計10校に増やしています。

平成20年度以降は、指定校を小学校3校、中学校3校、県立学校2校の計8校に減らしていますが、平成17～19年度の実績の反省から、1校当たりの活動費が十分ではなかったため、学校数を絞り、活動費を増額することで重点化を図った取組を行うこととしたためです。

1校当たりの活動費が増えたことにより、予算の中で、外部講師の招へいや風力発電機の実物設

置、日々の発電状況の観測等、より環境教育に重点的に取り組むことができるようになっていきます。

平成 23 年度からは、それまでの取組に「リサイクル」「家庭との連携」「日常的な取組の発信」の視点を加え、学校・家庭・地域が一体となった環境教育のモデル的な実践を行う推進校 8 校を指定し、実践経過や実践後の成果をより県内に広げる取組を行っています。

また平成 26 年度からは、さらに深まりや広がりのある環境教育を展開していくため、新たに学校と企業との連携によるリサイクル活動や社会貢献活動などに関する学習を研究内容に加え、8 校程度の環境教育推進校において、企業や家庭・地域の教育力を生かした環境教育に取り組んでいます。

平成 29 年度からは、環境教育の視点で自ら考え行動できる児童生徒の育成を図ることを目的として、小・中学校や高等学校において、地域の資源や人材を活用した環境学習や、SDGs の視点を 持った地域貢献活動に取り組んでいます。

令和 2 年度からは、持続可能な社会の担い手を育む教育 (ESD) としての環境教育を推進することを目的とし、地域と連携した 4R 活動等の環境学習に取り組んでいます。

令和 5 年度からは、循環型社会の担い手として主体的に行動できる児童生徒の育成を図ることを目的とし、小学校 6 校、中学校 6 校、県立学校 2 校を環境教育推進校として指定し、地域の資源や人材を活用した 4R 活動等に取り組んでいます。

4 環境保全アドバイザーの派遣

地域における環境学習を支援するため、平成 5 年度から、地域で開催される環境保全に関する学習会、講演会等に対して環境保全に関する専門的知識を有した「環境保全アドバイザー」を派遣しています。

アドバイザーの登録者数は令和 6 年度末現在で 85 人であり、令和 6 年度は、地域の学習会等に計 72 回派遣し、2,167 人が受講しました。

5 水生生物調査（水辺環境調査）

豊富な水量ときれいな水に恵まれた川を次世代に引き継いでいくため、県では、主に小中学生等を対象に、自然の音、自然の風景、水の透明度、水のおいしさ、水のきれいさ及び水生生物を指標とした水辺環境調査を平成 18 年度から実施しています。

令和 6 年度は、44 団体（1,675 人）の参加により 22 河川 35 地点において調査を実施しました。

水辺を楽しんで調べよう！

ホームページ「ふるさとの水辺」
(<http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/5kan-mizube/>) では、どなたでも楽しんでできる水辺環境調査を紹介しています。



水生生物

4. きれいな水
3. 少しきらいな水
2. きたない水
1. 大変きらいな水

自然の音
(鳥の鳴き声・風の音・水の音)

4. 自然の音しかない
3. 自然の音の方が多い
2. 人工的な音の方が多い
1. 人工的な音しかない

水のきれいさ
(CODバックテスト)

4. もぐれる
3. 泳げる
2. ひざまで入って遊べる
1. 水遊びができない

※バックテストはあくまでも目安で、絶対的評価ではありません。

自然の風景
(草木や河岸の様子)

4. 木と草、すな地がある
3. 草とすな地がある
2. コンクリートブロックなど人工物が目立つ
1. コミが多い

水の透明度

4. 100cm以上
3. 100cm～75cm
2. 74cm～50cm
1. 50cm未満

水のおいしさ

4. 全くにおわない
3. 何かにおうがきにならない
2. いやなおいにする
1. 鼻をつまむようなにおいにする

- 64 -

第2章 環境情報の提供及び普及啓発

1 宮崎県環境情報センターの運営

県では、県民の自然や生活環境問題に関する知識・情報の普及や環境に関する教育・学習や活動を支援する拠点として、平成3年8月に宮崎県環境情報センターを設置しました。平成18年7月には県立図書館内に移転し、同館と連携しながら、環境に関する情報の収集・提供、環境講座・出前研修の開催、環境保全アドバイザーの派遣、各種研修会への支援等の業務を行っています。

令和6年度のセンター利用者数は、25,833人となっています。

■所在地： 宮崎市船塚3-210-1 宮崎県立図書館1F
TEL：0985-23-0322 FAX：0985-26-4720
<https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/center>
E-mail：kankyojyoho@coral.ocn.ne.jp

2 環境月間及び環境の日の取組

国は、平成3年度から6月を「環境月間」として設定し、国、地方公共団体、民間団体等により全国規模での各種の普及啓発事業が実施されています。さらに、平成5年11月に制定された環境基本法で、事業者及び国民の間に広く環境保全についての関心を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日が「環境の日」と定められました。

令和6年度の環境の日及び環境月間に関連し、県が実施した主な行事は次表のとおりです。

環境月間に関連し県が実施した主な行事（令和6年度）

行 事 名	概 要	参加(対象)	期 間
環境月間に関する広報	ラジオ、テレビ、広報誌等による環境月間の周知・啓発	県民	6月中
〃	懸垂幕による環境月間の意識啓発	県庁舎 (7号館)	6月1日 ～30日
宮崎県地域環境保全功 労者等表彰式	地域の環境保全に関し、特に顕著な功績の あった個人や事業者の表彰	県民・事業者	6月25日

3 啓発紙「ecoみやざき」の発行

環境に関する施策や話題、県内の環境保全の取組などを紹介した啓発紙「ecoみやざき」を、8月、10月、12月、2月の年4回、各2,000部発行し、学校や事業所、団体等に配布しました。

4 宮崎県地域環境保全功労者等表彰（県知事表彰）

県では、昭和 55 年から、地域の環境保全に関し、特に顕著な功績のあった個人や事業者を表彰しており、令和 7 年 3 月までに 409 の個人・団体を表彰しています。

令和 6 年度は、下記の 1 個人・2 団体が表彰を受け、6 月 25 日に県庁本館講堂で表彰式を行いました。

令和 6 年度被表彰者

区分名	個人・団体名	主な活動内容
個人	河野 幸子	地球温暖化防止について一般市民の理解促進のために提唱された「キャンドルナイト」の継続的な実施
団体	木花台 3 号街区公園愛護会	公園の清掃活動等を通じた地域環境美化活動
	学校法人 三権学園 認定こども園 みまた幼稚園	平成 21 年度こどもエコチャレンジ認定施設

第3章 環境みやざき推進協議会を通じた 取組の推進

「環境みやざき推進協議会」は、県民・団体・事業者・行政等が協働して地球温暖化防止等に関する様々な取組を展開し、その活動を普及させることにより、地域から地球温暖化防止活動を中心とした環境保全に寄与することを目的に、平成17年4月に設立されました。

令和6年度は以下の取組を実施し、会員をはじめとした県民等の環境保全活動の実践を推進しました。

1 脱炭素社会の構築に関する取組

(1) クールビズ及びウォームビズの推進

ホームページ等によりクールビズ・ウォームビズの推進及び冷暖房時の室温の適正管理の啓発を行いました。

(2) 省エネルギーの取組の推進

エネルギー使用量削減による二酸化炭素排出削減を進めるため、ホームページ等で冬季の省エネルギー対策への取組の啓発を行いました。

(3) エコライフカレンダーの配布

エコライフのヒントや環境家計簿などを掲載したエコライフカレンダーを配布し、家庭でできる地球温暖化対策の普及啓発を行いました。

(4) 「エコ通勤普及強化月間」及び「県内一斉ノーマイカーデー」の推進

6月（環境月間）と12月（地球温暖化防止月間）を「エコ通勤普及強化月間」、6月と12月の第1水曜日を「県内一斉ノーマイカーデー」として、ホームページやチラシ配布等により普及啓発を行いました。

(5) エコドライブの推進

啓発紙「ecoみやざき」等により、エコドライブの普及啓発を行いました。

2 自然環境の保全に関する取組

(1) 県民総ぐるみで行う環境美化活動「クリーンアップ宮崎」の実施

環境問題に対する県民意識の高揚を図るとともに、美しく自然と共生した環境にやさしい社会づくりを推進するため、市町村や自治会、事業所等と連携し、毎月11月第2日曜日を中心に県内全域で一斉に実施しています。

令和6年度は、11月10日を中心に実施し、県内23市町村で133,380人が参加し、公園や水辺等の公共の場の清掃や樹木・草花の植栽並びに居住地周辺の清掃等を実施しました。

3 環境保全のために行動する人づくりに関する取組

(1) 「みやざきエコフェスティバル」の開催

環境問題への県民の関心と理解を深め、環境に配慮した生活や活動を実践していただくきっかけづくりとするため、環境について楽しく学べるイベント「みやざきエコフェスティバル2024」を開催し、広く県民に環境保全の普及啓発を行いました。

(期日：令和6年6月22日 場所：イオンモール宮崎 参加者：約400人)

4 啓発紙「ecoみやざき」の発行

環境に関する施策や話題、県内の環境保全の取組などを紹介した啓発紙「ecoみやざき」を、8月、10月、12月、2月の年4回、各2,000部発行するとともに、PDF版をメール等で送付するなど、学校や事業所、団体等に配布しました。

5 会員数(令和7年3月末現在)

399 団体／個人	[内訳]	個人	129
		各種団体	53
		学校・保育所	23
		報道機関	10
		民間事業者	153
		県・市町村関係	31